
6 參考資料

6 参考資料

(※「3.2 自治基本条例の事例比較から」関連資料)

資料 1：他自治体の条例制定状況調査結果（平成 16 年 2 月現在）

※上越地域合併協議会「第 1 回自治基本条例に関する小委員会」(平成 16 年 1 月 15 日) へ参考資料として提供

資料 2：自治基本条例条文比較表

資料 3：自治基本条例の構造と近隣 13 町村における取組みの例

※上越地域合併協議会「第 2 回自治基本条例に関する小委員会」(平成 16 年 1 月 29 日) への参考資料として提供

資料1：他自治体の条例制定状況調査結果 その1（平成16年2月現在）

1 条例について		北海道 ニセコ町	兵庫県 宝塚市	兵庫県 生野町	福島県 会津坂下町	埼玉県 埼玉町	東京都 清瀬市
条例名称	ニセコ町まちづくり基本条例	宝塚市まちづくり基本条例	生野町まちづくり基本条例	会津坂下町まちづくり基本条例	鳴山町まちづくり基本条例	清瀬市まちづくり基本条例	清瀬市まちづくり基本条例
制定年月日(予定)	平成12年12月27日	平成13年4月1日	平成13年12月25日	平成14年3月28日	平成14年12月16日	平成15年3月18日	平成14年9月27日
施行年月日	平成13年4月1日	平成14年6月1日	平成14年6月1日	平成15年1月1日	平成15年1月1日	平成15年1月1日	平成15年4月1日
目的	ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりに参画するための基本理念を明らかにするために、町民の権利と責任を明確にするために、町民のまちづくりの原則を尊重し、国籍、年齢、性別等に係らず、町民がまちづくりに参画し、考える力と行動力を持ったまちづくり社会の実現を図ることを目的とする。(第1条)	この条例は、本町のまちづくりの基本理念を明らかにすることによる市民との関係性、町民のまちづくりの原則を尊重し、国籍、年齢、性別等に係らず、町民がまちづくりに参画し、考える力と行動力を持ったまちづくり社会の実現を図ることを目的とする。(第1条)	この条例は、町民のまちづくりの基本理念を明らかにし、基本的人権を尊重しあう町民を主として、行政とともに基本的な事項を定めることを目的とする。(第1条)	この条例は、町のまちづくりの原則を明確にするために、基本的人権を尊重しあう町民を主として、行政により、環境との共生のなかで活力に満ちたまちづくり社会の形成を図ることを目的とする。(第1条)	この条例は、町のまちづくりの原則を明確にするために、基本的人権を尊重しあう町民を主として、行政により、環境の維持と保護をめざすまちづくり手として、行政とともに基本的な事項を定めることを目的とする。(第1条)	この条例は、町のまちづくりの原則を明確にするために、基本的人権を尊重しあう町民を主として、行政により、環境の維持と保護をめざすまちづくり手として、行政とともに基本的な事項を定めることを目的とする。(第1条)	この条例は、町のまちづくりの原則を明確にするために、基本的人権を尊重しあう町民を主として、行政により、環境の維持と保護をめざすまちづくり手として、行政とともに基本的な事項を定めることを目的とする。(第1条)
2 検討会について	専門家を積極的に活用 ▼有識者の支援を積極活用	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加 ▼職員プロジェクト	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加 ▼行政との協働	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加 約2年半	懇談会や委員会を設置 ▼公募による住民参加 約1年半	1年間
策定に要した期間	3年間	1年間	2年間	・住民参加のまちづくり懇話会(H12)	・会津坂下町まちづくり委員会(協働の協議による)	まちづくり基本条例策定委員会	まちづくり基本条例策定委員会
検討会等名称	・特に検討委員会は設置せず ・まちづくり懇談会やまちづくり町民講座などにおける町民議論 ・自治体法務合同研究会に町職員が参加 ・広報広聴検討会議、管理職会議等で検討 ・町職員による検討チームで条例試案を検討	まちづくりにに関する条例検討委員会	・住民参加のまちづくり懇話会(H12)				
検討会等の発足年月日	なし	平成13年4月21日	平成13年7月11日	平成13年4月	平成13年10月10日	平成13年5月	平成13年5月
委員数	なし	14人	11人	10人	10人	15人	15人
委員内訳 (学識経験者、行政、公募市民等)	委員14人のうち公募市民4人 ・委員14人のうち公募市民4人	・住民・職員ともに公募による委員構成 ・まちづくり委員会全50人のうち、しくみづくり部会約10人	・住民からの公募 ・公募3人(地区代表住民)				

会の構成(分科会等)	なし	北海道 二セコ町	兵庫県 宝塚市	兵庫県 生野町・検討委員会のみ	・ワークショップなどを通じて議論を積み重ね、条例草案をとりまとめる	福島県 会津坂下町	埼玉県 埼玉町	東京都 清瀬市	
会の開催状況	なし	▼7回開催(平成13年4～9月)・H13.4 第1回委員会・H13.5～6 第2回～第4回委員会(まちづくり基本条例制定の方向性と条例骨格案について、まちづくり基本条例等の制限に関するワークショップの考え方と設置等について)	▼10回開催(平成13年7月～平成14年2月)・H12 「住民参加のまちづくり推進懇話会」設置(地域づくり生野塾まちづくり委員会)設置担当職員、その他市民と交えてワークショップ方式でこれまでのまちづくりを検証)・H13 「まちづくり基本条例検討委員会」設置(住民・職員、公募委員で草案作成)・H13.9 輸出書提出	▼10回開催(平成13年7月～平成14年2月)・H12 「住民参加のまちづくり推進懇話会」設置(地域づくり生野塾まちづくり委員会)設置担当職員、その他市民と交えてワークショップ方式でこれまでのまちづくりを検証)・H13 「まちづくり基本条例検討委員会」設置(住民・職員、公募委員で草案作成)・H13 「働く町長室」で市民に周知しながら意見集約を図る。	▼数10回開催(平成13年10月～平成15年2月)・H13.6 協働の「くみづくり」部会づくり基本条例策定班の設置・H13.6～12 第1回～第4回学習会	▼14回開催(平成13年10月～平成15年2月)・H11.3 まちづくりへの住民参加の推進に関する提言(鳴山町まちづくり懇話会)を受けた検討開始・H13.10～H14.1 懇話会第1回会議～第4回会議(まちづくりの理念に関する条例)・H14.5 シンボルシステム開催(条例)・H14.7 「清瀬市まちづくり基本条例」(案)を市長に答申	▼H12 「清瀬市長期総合計画」に市民参加や協働のまちづくりが位置付けられる例策定委員会がスタート・H14.5 シンボルシステム開催(条例)・H14.7 「清瀬市まちづくり基本条例」(案)を市長に答申	—	—
シンボルシステム等の開催状況	まちづくりを考えるシンボルーム、まちづくり町民講座にて議論(平成11、12年度)・町民説明会の開催(平成12年度)・地方自治士講座などに参加し意見交換(平成12年度)	・まちづくりを考へるシンボルーム、まちづくり町民講座にて議論(平成11、12年度)・町民説明会の開催(平成12年度)・地方自治士講座などに参加し意見交換(平成12年度)	・「新しい自治の創造～協働のまちづくり」などをテーマとしてフォーラムを開催(平成13年9月30日)	・条例開発のため、「働く町長室」や「職員研修」などを通じ要素の説明を8回開催(平成14年1～2月)	・条例開発などを行っており月曜に開催	・条例の草案を「広報はとやま月報」で公表し、町民から意見募集。	—	—	
その他	・地方自治土曜講座など、町外のさまざまな場で説明意見交換(平成12年度)・「プリカメント」・平成12年12月、条例可決成立・予算についてまちづくり懇談会を開催・環境基本条例を策定(平成15年度)	・まちづくりワークショップ(構成員34人)を5回開催(平成13年6～9月)・提言書提出(平成13年9月26日)・市民参加条例を併せて制定(平成14年4月1日)	・「住民参加のまちづくり推進懇話会」を開催、住民参加システムの検証を、勉強会やワークショップを通して行った(平成12年度)	—	—	—	—	—	

(出所)担当者ヒアリングや各自治体ホームページ・シドニー市創造行政研究所作成

資料1：他自治体の条例制定状況調査結果 その2（平成16年2月現在）

1 条例について	石川県 羽咋市	東京都 杉並区	新潟県 柏崎市	新潟県 吉川町(現・越市)	兵庫県 伊丹市
条例名称	羽咋市まちづくり基本条例	杉並区自治基本条例	柏崎市市民参加のまちづくり基本条例	吉川町まちづくり基本条例	伊丹市まちづくり基本条例
制定年月日(予定)	平成14年12月26日	平成14年12月3日	平成15年10月1日	平成15年3月30日	平成15年3月24日
施行年月日	平成15年4月1日	平成15年5月1日	この条例は、本市のまちづくりに關して、市民と市がそれを協力して、互いに協力してまちづくりを進める基本的な事項を定めます。(第1条)	この条例は、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民参加のまちづくりを推進するための基本原則を定めます。(第1条)	この条例は、わざじや町住民が住民自治の任い手として、講会や町役場にまちづくりを推進するために基本的な事項を定めることとし、自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し、地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。(第1条)
目的	前文	前文	前文	前文	前文
	第1条 条例の目的 第2条 用語の定義 第3条 まちづくりの原則 第4条 情報公開の義務 第5条 個人情報の保護 第6条 説明責任 第7条 地域社会団体等との協働 第8条 公民連携の推進 第9条 参画及び協働 第10条 市長の役割と責務 第11条 議員の責務 第12条 議員の役割 第13条 総合計画等の策定と進行管理 第14条 財政の運営と公表 第15条 行政評価 第16条 行政手続 第17条 市民からの事前提言 第18条 会議公開の原則 第19条 委員の公務 第20条 住民投票 第21条 条例の位置付け 第22条 条例の見直し 附則	第1章 総則 第2章 基本理念 第3章 市民の権利及び義務 第4章 情報の共有 第5章 基本的役割 第6章 講会及び執行機関の責務 第7章 市民投票 第8章 条例の改正 附則	第1章 総則 第2章 まちづくりの基本理念と目標 第3章 参加と協働 第4章 住民の権利、役割及び義務 第5章 講会の役割と責務 第6章 町長及び執行機関の役割と責務 第7章 市民投票 第8章 情報 第9章 評価 第10章 財政 第11章 住民投票 第12章 運営 第13章 この条例の検討及び見直し 附則	第1章 総則 第2章 まちづくりの基本理念 第3章 市民の権利 第4章 市民の義務 第5章 講会の役割 第6章 情報の共有 第7章 市民意見表明制度の実施 第8章 行政評議会等の委員 第11条 学習の機会の提供その他の支援 第12条 市民投票の実施 第13条 この条例の位置付け 付則	前文 第1章 総則 第2章 まちづくりの基本理念 第3章 市民の権利 第4章 市民の義務 第5章 講会の役割 第6章 情報の共有 第7章 市民意見表明制度の実施 第8章 行政評議会等の委員 第11条 学習の機会の提供その他の支援 第12条 市民投票の実施 第13条 この条例の位置付け 付則
2 対応状況について	特徴	議会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	議会や委員会を設置 ▼公募による住民参加	議員発議により策定 ▼公募による住民参加	議員発議により策定 ▼公募による住民参加
策定に要した期間	1年間	約1年間	2年間	約1年半	約2年間
検討会等の名称	まちづくり市民会議	自治基本条例に関する区民懇談会	まちづくり基本条例特別委員会	まちづくり基本条例をつくる会	
検討会等の発足年月日	平成14年2月22日	平成13年8月	平成14年10月2日	---	平成14年1月20日
委員数	約100人	15人	10人	---	約30人
委員内訳	・住民からの一般公募	・学識経験者3人(大学教授、ジャーナリスト等)、区民12人、(NPO法人会長等)、公募7人(退職公務員、女子大学生等)	・学識経験者2人、団体推薦者4人、一般公募4人	・公募委員15人、団体委員15人	

	石川県 羽咋市	東京都 杉並区	新潟県 柏崎市	新潟県 吉川町(現上越市)	兵庫県 伊丹市
会の構成・分科会等	・まちづくり制度部会 ・ワーケショップによる検討	— — —	— — —	— — —	・3グループに分かれてグループ討議
会の開催状況	▼7回開催(平成14年2月～7月) ・H14.2 まちづくり市民会議市まちづくり会議による「第1回羽咋市まちづくり会議開催(まちづくり制度の確立と条例化の検討)」 ・H14.3～7 第1回～第7回 まちづくり制度会議(ワーケショップ方式で「まちづくり基本条例の項目(案)」等を検討)	▼12回開催(平成13年8月～平成14年3月) ・H14.2 まちづくり市民会議市民約50人による「第1回羽咋市まちづくり会議開催(まちづくり制度の確立と条例化の検討)」 ・H14.3～7 第1回～第7回 まちづくり制度会議(ワーケショップ方式で「まちづくり制度会議(まちづくり制度の確立と条例化の検討)」 ・H14.10～11 素案の公表と意見募集集計定委員会の設置	▼7回開催(平成14年10月～平成15年2月) ・H13.2 まちづくり基本条例強会の設置 ・H14.5 市民参加のまちづくり会議開催(まちづくり制度の確立と条例化の検討) ・H14.10～11 素案の公表と意見募集集計定委員会の設置	▼20回開催(平成14年10月～平成15年2月) ・H13.8 北海道七セ局議員視察 ・H13.9 居民自治に関する調査特別委員会設置 ・H14.1～11 市民報告会の開催 ・H14.11 市民報告会の開催 ・H14.12 市長への提言をもつて任期終了	▼21回開催(平成14年1月～11月) ・H14.1 まちづくり基本条例をつくる会の設置 ・H14.1～11 市民報告会の開催 ・H14.11 市民報告会の開催 ・H14.12 市長への提言をもつて任期終了
シンポジウム、フォーラム等の開催状況	・仮称)自治基本条例区民フォーラムを開催(平成14年6月) ・生涯の自治を考える集いを開催(平成15年1～2月)	・(参考)自治基本条例区民フォーラムを3回開催(平成14年6月) ・市民の議論を聴き取る会を開催(平成15年1～2月)	・市民懇談会の開催 ・議会によりの発行 ・市民は本庁受付及び企画政策課での供覧又は配布 ・市内25のコミュニティセンターでの供覧又は配布 ・市民がサバの供覧又は配布 ・市庁舎への掲載(10/20号) ・インターネット	・市民懇談会の開催 ・議会によりの発行 ・市民報告会の開催	・市民報告会の開催
その他	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —

(出所)担当者にアンケートや各自治体ホームページ等掲載の資料に基づき上越市創造行政研究所作成

資料 2：地方自治法・自治基本条例文比較表

3. マニフェストタイプ		2. 参加条例タイプ		1. 自治条例タイプ	
自治体名	制定年月日	施行年月日	構成(目次)	規制	規制
北埼玉県立市町村合併千代田区	昭和22年4月17日	昭和22年5月3日	ニセコまちづくり基本条例 平成13年4月1日	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市市民の声を活かす条例) 平成13年 平成14年4月1日	千代田区行政改革に関する基本条例 平成14年3月20日
(視点)					
第一編 総則 第二編 普通地方公共団体 第一章 住民 第三章 案例及び規則 第四章 選舉 第五章 直接請求 第六章 条例の制定及び監査の請求 第七章 解散及び解散の請求 第八章 議会 第九章 組織 第十章 招集及び会期 第十一章 議長及び副議長 第十二節 委員会 第十三節 会議 第十四節 附則 前文 目的(第1条) 第2章 まちづくりの基本原則(第2条—第5条) 第3章 情報共有の推進(第6条—第9条) 第4章 まちづくりへの参加の推進(第10条—第13条) 第5章 ミュニティ(第14条—第16条) 第6章 町の役割と責務(第17条—24条) 第7章 まちづくりの協働過程(第25条—第27条) 第8章 財政(第28条—第33条) 第9章 評価(第34条・第35条) 第10章 町民投票制度(第36条・第37条) 第11章 選舉(第38条—第41条) 第12章 条例制定等の手続(第42条) 第13章 まちづくり基本条例の位置付け等(第43条) 第14章 この条例の検討及び見直し(第45条) 附則	前文 総則(第1条—第4条) 第2章 市民参加手続の実施による行政活動への 市民参加手続の推進 第3章 市民参加の推進 第4章 会議等(第5条—第10条) 第5章 第11条—第15条 第6章 第16条—第19 第7章 第20条—第23条 第8章 第24条—第25条 第9章 第26条—第27条 第10章 第28条—第34条 第11章 第35条—第41条 第12章 第42条—第43条 第13章 第44条—第45条 第14章 この条例の検討及び見直し(第45条) 附則	前文 第1条(目的) 第2条(基本理念) 第3条(区長の責務) 第4条(数値目標) 第5条(実施状況の公表) 第6条(委任) 附則			

自治体名 条例名	自治条例タイプ 北野三セント	地方自治法 二セコ町まちづくり基本条例	二セコ町まちづくり基本条例 石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称: 石狩市市民の声を活かす条例)	マニフェストタイプ 千代田区行財政改革に関する条例 千代田区行財政改革に関する条例
	<p>第十一章 公の施設</p> <p>普通地方公共団体と普通地方公共団体との関係及び 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等</p> <p>第一款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の 関与等</p> <p>第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の 関与等の手続</p> <p>第二新 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方 公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間 の紛争処理</p> <p>第一款 國地方係争処理委員会</p> <p>第二款 國地方係争処理委員会による審査の手続</p> <p>第三款 自治紛争処理委員による調停及び審査の 手続</p> <p>第四款 自治紛争処理委員による調停及び審査の 手続</p> <p>第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県 の関与に関する訴え</p> <p>第三新 普通地方公共団体相互間の協力</p> <p>第六款 普通地方公共団体の共同設置</p> <p>第七款 協議会等の委託</p> <p>第八款 職員の派遣</p> <p>第九款 第二款 事務の委託</p> <p>第十款 第四款 条例による事務処理の特例</p> <p>第十一款 第五節 雜則</p> <p>第十二章 大都市等に関する特例</p> <p>第一節 中核市にに関する特例</p> <p>第二節 特例市にに関する特例</p> <p>第三節 第二新 特例市にに関する特例</p> <p>第十三章 外部監査契約に基づく監査</p> <p>第一節 通則</p> <p>第二節 包括外部監査契約に基づく監査</p> <p>第三節 個別外部監査契約に基づく監査</p> <p>第四節 雜則</p> <p>第十四章 第三編 特別地方公共団体</p> <p>第一章 削除</p> <p>第二章 特別区</p> <p>第三章 地方公共団体の組合</p> <p>第一節 統則</p> <p>第二節 一部事務組合</p> <p>第三節 広域連合</p> <p>第四節 全部事務組合</p> <p>第五節 役場事務組合</p> <p>第六節 雜則</p> <p>第七节 財産区</p> <p>第五章 地方開発事業団</p> <p>第一節 総則</p> <p>第二節 財務</p> <p>第三節 雜則</p> <p>第四節 补則</p> <p>第五編 附則</p>			

自治体名		地方自治法		千代田区行財政改革に關する基本条例	
条例名	北本市まちづくり基本条例	石狩市行政活動への市民の声を活かす条例	(通称: 石狩市市民の声を活かす条例)	千代田区行財政改革に關する基本条例	3 マニフェストタイプ 真夏の千代田区
○前文	ニセコ町まちづくり基本条例	(見出し無し)	（前文）	平成12年4月、長年の自治権拡充運動の成果として、千代田区は、地方自治法上、基礎的な地方公共団体と位置づけられた。しかしながら、依然として事務處理機能や課税徴収などの制約を受ける特別地方公共団体のままである。	一方、時を同じして、地方分権推進一括法が施行され、地方公共団体の自主的で、自律した行政運営への期待が高まっている。千代田区は、千代田区議会議決。以下「基本構想」という)を策定し、千代田市を目指し、新しい自治のあり方を発信することを区政府の基本方針としている。
	二セコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよりこひを実感できるまるちをつくるため、この条例を制定します。	ニセコ町は、先人の労苦の中歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を抑えています。わたしたち町民は、この美しい自然と相互通じて培われた風土や人の心を守り、育て、「住むところが善りに思えるまち」をめざします。まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動する「共存の実践」により、この自治が実現できることを学びました。わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよりこひを実感できるまるちをつくるため、この条例を制定します。	（目的）	この基本構想を実現するためには、まず、行政基盤を確立する必要があります。しかし、これまでの努力にもかかわらず、今後の区の行政は、財政の便直化が進み、それに伴い区民福祉の向上に向かう諸施策の展開が困難となることが懸念される。千代田区は、千代田区自らが自己決定、自己責任を果たし、自主的で、自律した行政運営の確立に向け、行政の不斷の改革に取り組むことにより、初めて実現されるものである。	ここに、将来にわたり質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくための行政基盤を確立し、千代田に住み、働き、学び、集う全ての人々とともに、眞の地方分権の時代にふさわしい区政を築き、基本構想の目指す千代田市を実現するにため、千代田区行財政改革に關する基本条例を制定する。
○総則	目的	第一編 総則	第1章 総則(1~4条)	（目的）	（目的）
	この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたくち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。	（目的）	第1条 第1章 総則(1~4条)	この条例は、基本構想の実現に向けて、具体的な数値目標を定め、区政の構造改革と効率的な行政運営の推進を図り、もって区民サービスの向上に寄与することを目的とする。	（目的）
			（定義）	（定義）	（定義）
			（第2条）	この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選舉管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。	（第2条）
			（第3条）	この条例において「行政活動」とは、市民の福祉の増進を図ることを基本として市の機関が行うあらゆる活動をいう。	（第3条）
			（第4条）	この条例において、市民参加手続とは、市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において、期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聞くことをいう。	（第4条）
				この条例において「パブリックコメント手続」とは、市の機関が作成した行政活動の原案について、書面による意見を広く募集する方法で行う市民参加手続をいう。	

自治体名		地方自治法	自治条例タイプ	参加条例タイプ	マニフェストタイプ
条例名	運営の基本原則 （※新しい視点）	二七町まちづくり基本条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 （通称：石狩市市民の声を活かす条例）	石狩市行政財政改革に關する条例 （通称：石狩市市民の声を活かす条例）	千代田区行財政改革に關する条例 （基本理念）
	第2章 まちづくりの基本原則（2～5条） （情報共有の原則）	第3章 第2条 まちづくりは、自分が考え行動するという自治の理念を実現するために、わざわざ町民がまちづくりに関することを基本に進めなければならない。 （情報への権利）	第3章 第2条 区は、だれもが住みたいと思える魅力ある千代田区を創出するために、真に自主的で、自律した区の運営に向けて、行政改革の確立を推進するものとする。 2 行政活動への市民参加は、行政活動を行うに当たり市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。	第3章 第2条 町は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 （説明責任）	第2条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 （参加原則）
	第4章 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれとの過程において、町民の参加を保障する。	第4章 第5条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されよう努めなければならない。	第3章 情報共有の推進（6～9条） （意思決定の明確化）	第3章 情報共有の推進（6～9条） （意思決定の明確化）	第3章 第5条 町は、情報共有を進めため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度
	（情報共有のための制度）	（情報の収集及び管理）	（情報の収集及び管理）	（個人情報の保護）	（個人情報の保護）
	第6条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。	第6条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。	第6条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。	第6条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。	第6条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

自治体名		地方自治法	自治条例タイプ	参加条例タイプ	実施基準	
条例名	規則	二セコ町まちづくり基本条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通常: 石狩市市民の声を活かす条例)	千代田区行財政改革に関する条例	千代田区	
○住民	権利・義務 第二編 普通地方公共団体 第一章 通則 第二章 住民 第三章 条例及び規則 第四章 運営	第4章 まちづくりへの参加の推進 (10~13条) (まちづくりに参加する権利) 第10条 1 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的情報等、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的情報等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることを認識し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。 3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。 4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。 (満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。	(まちづくりにおける町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 (まちづくりに参加する権利の拡充) 第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。	(コミュニティにおける町民の役割) 第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。	(コミュニティにおける町民の役割) 第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。	(町とコミュニティのかかわり) 第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非常勤的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。
○直接請求	住民投票 第五章 直接請求 第一节 条例の制定及び監査の請求 第二节 解散及び解職の請求	○直接請求 住民投票 第五章 住民投票 第一节 住民投票制度 (36~37条) 第二节 住民投票の実施 第三节 町民の意見を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。	○直接請求 住民投票 第五章 住民投票 第一节 住民投票制度 (36~37条) 第二节 住民投票の実施 第三节 町民の意見を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。			

自治体名		地方自治法		3 マニフェストタイプ 東京都千代田区	
条例名	—	二セコ町まちづくり基本条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称: 石狩市市民の声を活かす条例)	千代田区行財政改革に関する基本条例	—
○議会	第六章 議会 第一節 組織 第二節 招集及び会期 第三節 議長及び副議長 第四節 委員会 第五節 請願 第六節 議員の辞職及び資格の決定 第七節 第八節 紀律 第九節 懲罰 第十節 議会その他の職員 第十一節 事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員	第37条 1. 町民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 2. 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。	第2章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進 第1節 通則 (市民参加手続の実施) 市が機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならぬ。 2. 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にからず、市民参加手続を行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんばる後速やかに、次の事項を公表するものとする。 (1) 市民参加手続を行うことができなかつた行政活動の内容 (2) 市民参加手続を行うことができなかつた理由 (3) 市民参加手続を行うことができなかつた行政活動に關して市の機関が下した決定の内容及びその理由	第3章 区長の責務 第1節 通則 (市民参加手續を執行する責任者) 区長は、区の行財政改革の推進に関する施策を総合的に遂行する責務を負う。	—
○執行機関	第七章 執行機関 第一節 普通地方公共団体の長 第二節 地位 第一款 地位 第二款 権限 第三款 補助機関 第四款 他の執行機関との関係 第五款 委員会及び委員 第一款 通則 第二款 公安委員会 第三款 教育委員会 第四款 選舉管理委員会 第五款 監査委員会、公平委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会 第六款 人事委員会 第七款 附屬機関 第八章 給与その他の給付	第17条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。	第18条 1. 町長は、就任に当たつては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。 2. 前項の規定は、助役、収入役及び教育長の就任について準用する。	第4条 第1条に定める数値目標は、次のとおりとする。 (1) 経常収支比率 85%程度 (2) 人件費比率 25%程度	第6条 市が機関は、規則等により、前2項に掲げる原則に基づき市民参加手續の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。 4. 前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩市民参加制度調査審議会の意見を聞きながら、パブリックコメント手続を行った上で定めるものとする。

1 自治条例タイプ		2 参加条例タイプ		3 マニフェストタイプ	
自治体名	条例名	地方法規	地方法規	地方法規	地方法規
北埼玉三郷町	二七コ町まちづくり基本条例	(執行機関の責務)	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (議案: 石狩市市民の声を活かす条例)	(提出された意見等の取扱い)	千代田区行財政改革に関する基本条例 実施状況の公表
	第19条	第7条 市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等(以下「提出された意見等」といいます)を総合的かつ多面的に検討しなければならない。	第5条 区長は、行財政改革の実施状況を年1回以上公表するものとする。		
	1 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならぬ。	2 町職員は、まちづくりの車輪スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執る所ともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。	2 市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、選やかに次の事項を公表するものとする。ただし、その公表により石狩市情報公開条例(平成10年条例第26号)第8条第2項に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)が明らかになるときは、この限りでない。 (1) 提出された意見等の内容 (2) 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由		
	(組織)	第8条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互に連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。	第20条 この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとし、この場合には、やすさを得ない理由があるときは、事後にを行うことができる。 (1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又はは配布による必要事項の全部の公表 (2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表 (3) 市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表 (4) インターネットを利用しての必要事項の全部又は概要の公表 2 前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知することができると認められる方法が別にある必要事項を周知するときは、当該別の方法により周知すれば足りる。 3 市の機関は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供その他適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。	(公表の方法等)	
	(審議会等への参加)	第21条 町は、審査会、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えよう努めなければならない。	第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。	(市民参加手続の予定及び実施状況の公表)	
	(意見・要望・苦情等への応答義務等)	第22条 1 町は、市民から意見、要望、苦情等があつたときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。 2 町は、前項の応答を守るために、その反することとなる限りにおいて、この章の規定は、適用しない。	第10条 この章に定めるところにより市民参加手続を行つた場合に法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この章の規定は、適用しない。	(制度の調整)	

自治体名		地方自治法	条例名	2 参加条例タイプ 北埼玉三七町	1 自治条例タイプ 北埼玉三七町
石狩市	石狩市市民参加のための機関	二七町まちづくり基本条例	(意見・要望・苦情等への対応のための機関)	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 北埼玉三七町	北埼玉三七町
石狩市	審議会等	第2節 審議会等	(議事会等)	石狩市市民の声を活かす条例 北埼玉三七町	北埼玉三七町
石狩市	第11条 前項の趣旨及びその他の目的に類する合議制の組織 等の構成員の進め方及びその審議会等の構成について は、前節及びこの新に定めるところによる。	第12条 審議会等の構成員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。この場合における公募及び選考の方法は、市の機関がその都度適切に定めるものとする。	第12条 前項の趣者は、その男女比に配慮する等の措置に当たつては、その男女比における多様な意見が反映されるよう努めるものとする。	第11条 町民が受けた不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益教済のための機関を置くことがで きる。(以下同じ。)に付属する方法にトドケ行う市民参加手続の進め方及びその審議会等の構成について は、前節及びこの新に定めるところによる。	第12条 町民が受けた不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消 させるため、不利益教済のための機関を置くことがで きる。(以下同じ。)に付属する方法にトドケ行う市民 参加手續の進め方及びその審議会等の構成について は、前節及びこの新に定めるところによる。
石狩市	(構成員)	第13条 審議会等の構成員には、正当事由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。	(構成員)	第13条 審議会等の構成員には、正当事由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。	(構成員)
石狩市	第14条 審議会等の会議は、不開示情報が明らかになること その他の正当な理由がある場合を除き、公開する。 2 市の機関は、前項の原則に基づき、審議会等の 会議の運営方法を定める条例、規則等の中でその 審議会等の会議を公開するかどうかの区分を定める ものとする。				
石狩市	(会議の公開等)	第15条 審議会等の会議は、不開示情報が明らかになること その他の正当な理由がある場合を除き、公開する。 2 市の機関は、前項の原則に基づき、審議会等の 会議の運営方法を定める条例、規則等の中でその 審議会等の会議を公開するかどうかの区分を定める ものとする。	(会議の公開等)	第15条 審議会等の会議は、不開示情報が明らかになること その他の正当な理由がある場合を除き、公開する。 2 市の機関は、前項の原則に基づき、審議会等の 会議の運営方法を定める条例、規則等の中でその 審議会等の会議を公開するかどうかの区分を定める ものとする。	(会議の公開等)
石狩市	第16条 1 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に 町民が参加できるよう配慮する。 2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前 項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努 めるものとする。 (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報	第16条 1 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に 町民が参加できるよう配慮する。 2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前 項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努 めるものとする。 (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報	第16条 1 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に 町民が参加できるよう配慮する。 2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前 項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努 めるものとする。 (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報	第16条 1 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に 町民が参加できるよう配慮する。 2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前 項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努 めるものとする。 (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報	第16条 1 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に 町民が参加できるよう配慮する。 2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前 項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努 めるものとする。 (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報
石狩市	(計画の策定等における原則)	第17条 1 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本 構想及びこれを具具体化するための計画(以下これらを 「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣 旨にのつり、策定、実施されるとともに、新たな行政 需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければ ならぬ。	(計画の策定等における原則)	第17条 1 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本 構想及びこれを具具体化するための計画(以下これらを 「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣 旨にのつり、策定、実施されるとともに、新たな行政 需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければ ならぬ。	(計画の策定等における原則)
石狩市	第18条 2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計 画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努め なければならない。 (1) 法令又は条例に規定する計画 (2) 國又は他の自治体の仕事と関連する計画				
石狩市	第19条 3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示する とともに、その計画の実施に當たつては、これらの事 項に配慮して進行管理に努めなければならない。 (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事 の内容 (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間				

自治条例タイプ		2 参加条例タイプ		3 マニフェストタイプ	
自治体名	条例名	地方法規	地方法規	地方法規	地方法規
北埼玉三セヨン	二セヨンまちづくりは基本条例	(計画策定の手続)	石狩市行政活動への市民参加への推進に関する条例 (通称: 石狩市市民の声を活かす条例)	第3節 パブリックコメント手続等 (ハブリックコメント手続等)	千代田区行財政改革に関する基本条例 3. 基本方針と目標 3.1 基本方針 3.2 基本目標 3.3 基本方針と目標の達成に向けた取り組み 3.4 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善 3.5 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善の実績 3.6 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善の実績の公表
北埼玉三セヨン	二セヨンまちづくりは基本条例	(計画策定の手続)	石狩市行政活動への市民参加への推進に関する条例 (通称: 石狩市市民の声を活かす条例)	第17条 第16条 第15条 第14条 第13条 第12条 第11条 第10条 第9条 第8条 第7条 第6条 第5条 第4条 第3条 第2条 第1条	千代田区行財政改革に関する基本条例 3. 基本方針と目標 3.1 基本方針 3.2 基本目標 3.3 基本方針と目標の達成に向けた取り組み 3.4 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善 3.5 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善の実績 3.6 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善の実績の公表
北埼玉三セヨン	二セヨンまちづくりは基本条例	(条例制定等の手続)	第18条 第17条 第16条 第15条 第14条 第13条 第12条 第11条 第10条 第9条 第8条 第7条 第6条 第5条 第4条 第3条 第2条 第1条	第18条 第17条 第16条 第15条 第14条 第13条 第12条 第11条 第10条 第9条 第8条 第7条 第6条 第5条 第4条 第3条 第2条 第1条	千代田区行財政改革に関する基本条例 3. 基本方針と目標 3.1 基本方針 3.2 基本目標 3.3 基本方針と目標の達成に向けた取り組み 3.4 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善 3.5 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善の実績 3.6 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善の実績の公表
北埼玉三セヨン	二セヨンまちづくりは基本条例	(条例制定等の手続)	第19条 第18条 第17条 第16条 第15条 第14条 第13条 第12条 第11条 第10条 第9条 第8条 第7条 第6条 第5条 第4条 第3条 第2条 第1条	第19条 第18条 第17条 第16条 第15条 第14条 第13条 第12条 第11条 第10条 第9条 第8条 第7条 第6条 第5条 第4条 第3条 第2条 第1条	千代田区行財政改革に関する基本条例 3. 基本方針と目標 3.1 基本方針 3.2 基本目標 3.3 基本方針と目標の達成に向けた取り組み 3.4 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善 3.5 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善の実績 3.6 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善の実績の公表
北埼玉三セヨン	二セヨンまちづくりは基本条例	(公聴会)	第20条 第19条 第18条 第17条 第16条 第15条 第14条 第13条 第12条 第11条 第10条 第9条 第8条 第7条 第6条 第5条 第4条 第3条 第2条 第1条	第20条 第19条 第18条 第17条 第16条 第15条 第14条 第13条 第12条 第11条 第10条 第9条 第8条 第7条 第6条 第5条 第4条 第3条 第2条 第1条	千代田区行財政改革に関する基本条例 3. 基本方針と目標 3.1 基本方針 3.2 基本目標 3.3 基本方針と目標の達成に向けた取り組み 3.4 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善 3.5 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善の実績 3.6 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善の実績の公表
北埼玉三セヨン	二セヨンまちづくりは基本条例	(公聴会)	第21条 第20条 第19条 第18条 第17条 第16条 第15条 第14条 第13条 第12条 第11条 第10条 第9条 第8条 第7条 第6条 第5条 第4条 第3条 第2条 第1条	第21条 第20条 第19条 第18条 第17条 第16条 第15条 第14条 第13条 第12条 第11条 第10条 第9条 第8条 第7条 第6条 第5条 第4条 第3条 第2条 第1条	千代田区行財政改革に関する基本条例 3. 基本方針と目標 3.1 基本方針 3.2 基本目標 3.3 基本方針と目標の達成に向けた取り組み 3.4 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善 3.5 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善の実績 3.6 基本方針と目標の達成に向けた取り組みの評価と改善の実績の公表

自治条例タイプ		2 参加条例タイプ		3 マニフェストタイプ	
自治体名	地方自治法	自治条例	参加条例	マニフェスト	千代田区行財政改革に関する基本条例
北区立三七町	——	二七町まちづくり基本条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称・石狩市市民の声を活かす条例)	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (公聴会の運営)	公聴会は、市の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。 2. 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長が発する指示に従わなければならない。 3. 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の機関が規則等で定める。
北区立三七町	——	——	（調書の作成等）	第23条 議長は、公聴会を開催した都度、次の事項を記録した調書を作成し、市の機関の長に提出するものとする。 (1) 公聴会の開催日時及び開催場所 (2) 公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数 (3) 対象とした事業の内容 (4) 公聴会で配布された資料等の内容 (5) 公述人の発言の内容及び質疑の内容 (6) その他必要な事項 2. 市の機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された調書を公表するよう努めるものとする。	第22条 公聴会は、市の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。 2. 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長が発する指示に従わなければならない。 3. 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の機関が規則等で定める。

自治条例タイプ		2 参加条例タイプ	3 マニフェストタイプ
自治体名	条例名	北本市三セコ町	北本市三セコ町
二セコ町まちづくり基本条例	二セコ町まちづくり基本条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称: 石狩市市民の声を活かす条例)	石狩市行政財政改革に関する条例 千代田区行財政改革に關する条例
		第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進 (市民意見の積極的な把握)	第3章 市民参加手続以外の方法による行政活動への市民参加の推進 (市民意見の積極的な把握)
		第26条 市の機関は、市民を対象とした継続的な意識調査を実施すること、市民と市職員との対話の機会を設けることその他の適切な方法により、行政活動に關する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。 (市民が自発的に提出した意見の取扱い)	第26条 市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。
		第27条 市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。 (市民が自発的に提出した意見の取扱い)	第27条 市の機関は、市民参加手續を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。
		(委員)	(委員)
		第29条 調査審議会は、次に掲げる者たちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。 (1) 学識経験者 (2) 市内において活動する団体が推薦する者 (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて市長が行う公事に応じたもの (4) 市職員	第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。 (1) 学識経験者 (2) 市内において活動する団体が推薦する者 (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて市長が行う公事に応じたもの (4) 市職員
		2 委員の男女別の数は、そのいずれかが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。 3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。 4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。	2 委員の男女別の数は、そのいずれかが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。 3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。 4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。
		(任期)	(任期)
		第30条 調査審議会の委員(市職員である委員を除く。)の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の兼任とする。 2 委員は、2期を超えて連続して再任されることはできない。	第30条 調査審議会の委員(市職員である委員を除く。)の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の兼任とする。 2 委員は、2期を超えて連続して再任されることはできない。

自治体名		地方自治法		自治条例タイプ		参加条例タイプ		マニフェストタイプ	
条例名	北野町三セセ町	二七コ町まちづくり基本条例	二七コ町まちづくり基本条例	石狩市市民の声を活かす条例	(通称: 石狩市市民参加の推進に関する条例)	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例	(会長及び副会長)	千代田区行財政改革に関する条例	千代田区行財政改革に関する条例
				(会長及び副会長)	第31条 調査審議会に会長及び副会長各1人を置く。 2 会長及び副会長は、市職員により定める。 3 会長は、調査審議会を代表し、調査審議会の會議(以下「會議」という。)の議長となる。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。	第32条 会議は、会長が招集する。 2 会議は、委員の過半数の出席をもつて成立する。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。 4 会長は、必要に応じ、会議に参考人の出席を求めることがができる。 5 会議は、公開する。	(会議)	第33条 調査審議会の庶務は、企画財政部において処理する。 (委任)	第34条 第33条に定めるもののほか調査審議会の運営に関する事項は、会長が会議に諮つて定める。
○財務	予算	第十九章 財務 第一節 会計年度及び会計の区分 第二節 予算 第三節 収入 第四節 支出 第五節 決算 第六節 契約 第七節 現金及び有価証券 第八節 時効 第九節 公有財産 第十節 物品 第十一節 債権 第十二節 基金 第十三節 住民による監査請求及び訴訟 第十四節 公の施設 第十五節 館則	第十九章 財政(28~33条) (総則) 第28条 町長は、予算の編成及び執行に当たつては、総合計画を踏まえて行わなければならない。 (予算編成) 第29条 1 町長は、予算の編成に当たつては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方によるものとする。 (予算執行) 第30条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。	第十九章 財政 第一節 会計年度及び会計の区分 第二節 予算 第三節 収入 第四節 支出 第五節 決算 第六節 契約 第七節 現金及び有価証券 第八節 時効 第九節 公有財産 第十節 物品 第十一節 債権 第十二節 基金 第十三節 住民による監査請求及び訴訟 第十四節 公の施設 第十五節 館則 第十六節 外部監査契約に基づく監査 第一節 通則 第二節 包括外部監査契約に基づく監査 第三節 別外部監査契約に基づく監査 第四節 雜則 第五節 补則	第十九章 財政 第一節 会計年度及び会計の区分 第二節 予算 第三節 収入 第四節 支出 第五節 決算 第六節 契約 第七節 現金及び有価証券 第八節 時効 第九節 公有財産 第十節 物品 第十一節 債権 第十二節 基金 第十三節 住民による監査請求及び訴訟 第十四節 公の施設 第十五節 館則 第十六節 外部監査契約に基づく監査 第一節 通則 第二節 包括外部監査契約に基づく監査 第三節 別外部監査契約に基づく監査 第四節 雜則 第五節 补則				

自治体名		地方自治法	自治条例タイプ 北村町三セニ町	2 参加条例タイプ 北村町石狩市	3 マニフェストタイプ 東京都千代田区
条例名	決算	二七〇町まちづくり基本条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称: 石狩市市民の声を活かす条例)	千代田区行財政改革に関する条例	
財産	(財産管理) 第32条 第31条 第30条 第29条 第28条 第27条 第26条 第25条 第24条 第23条 第22条 第21条 第20条 第19条 第18条 第17条 第16条 第15条 第14条 第13条 第12条 第11条 第10条 第9条 第8条 第7条 第6条 第5条 第4条 第3条 第2条 第1条	町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。 2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取扱の予定、用途、管理の状況その他の前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるよう定めなければならない。 3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従つて進めなければならない。	(財政状況の公表) 第33条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況以下「財政状況」という。)の公表に当たつては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。	第9章 評価(34～35条) (評価の実施) 第34条 町は、まちづくりの仕事の重編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。	(評価方法の検討) 第35条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。
維持 (財政状況の公表等、財政の運営に関する事項等)					

地方法規名		石狩市行財政改革に関する基本条例 （通称：石狩市市民の声を活かす条例）	
自治体名	条例名	施行年月日	制定年月日
石狩市	石狩市行財政改革に関する基本条例 （通称：石狩市市民の声を活かす条例）	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	石狩市まちづくり基本条例 （通称：石狩市市民の声を活かす条例）	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	石狩市連携（38～41条） （街外の人々との連携）	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第1章 連携（38～41条） （街外の人々との連携）	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	○団体相互間 の関係 （普通地方公共団体）	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方 公共団体相互間の関係	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の 関与等	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県 の関与等	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第三款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県 の関与等の手続	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第四款 普通地方公共団体との間並びに普通地方 公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間 の紛争処理	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県 の関与に関する訴え	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第三節 普通地方公共団体相互間の協力	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第一款 協議会	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第二款 機関等の共同設置	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第三款 事務の委託	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第四款 職員の派遣	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第五節 条例による事務処理の特例	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第六節 特別措置	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第七節 大都市等に関する特例	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第八節 中核市に関する特例	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第九節 特例市に関する特例	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	（特別地方公共団体）	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第一編 特別地方公共団体	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第一章 削除	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第二章 特別区	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第三章 地方公共団体の組合	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第四編 財産区	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第五章 地方開発事業団	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第六編 総則	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第一節 総則	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第二節 組織等	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第三節 財務	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第四節 総則	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第五編 补則	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第六編 补則	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	（国際交流及び連携）	2013年1月1日	2013年1月1日
石狩市	第41条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的 な連携を積極的に進めるものとする。	2013年1月1日	2013年1月1日

自治条例タイプ		参加条例タイプ		マニフェストタイプ	
自治体名	条例名	地方法規	地方法規	東京都千代田区	東京都千代田区
(その他)	条例の位置付け (※新しい視点)	二セコ町まちづくり基本条例 （この条例の位置付け等）	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 （通称：石狩市市民の声を活かす条例）	千代田区行財政改革に関する基本条例	千代田区行財政改革に関する基本条例
	第13章 まちづくり基本条例の位置付け等（43～44条） 第43条 第44条 （この条例の位置付け） 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化)				
	第14章 この条例の検討及び見直し（第45条） （この条例の検討及び見直し） 第45条 1町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が二セコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するまのとどまる。 2町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。	（制度の改善） 第44条 市は、この条例に定める行政活動への市民参加を推進するための制度が市民の考え方を適切に反映したものとなるよう、必要に応じ、随時その見直しを行うものとする。	附則 (委任) （施行期日） 附則 この条例は、平成13年4月1日から施行する。	附則 （施行期日） 第6条 （施行期日） 1この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2この条例の施行の際既に着手され、又は着手のための準備が進められており、他の理由により第2章に定めるところにより市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同項の規定は、適用しない。 (石狩市情報公開条例の一部改正) 3石狩市情報公開条例の一部を次のように改正する。 第20条中「実施機関は」の次に「、別に条例で定めるところにより」を加える。	この条例の施行に關し必要な事項は、区長が別に定める。
	条例の見直し (※新しい視点)				
	附則				

1 自治条例タイプ 北埼玉三セ町		2 参加条例タイプ 北埼玉三セ町	3 マニフェストタイプ 千代田区
自治体名 条例名	地方自治法	石狩市市民への市民参加の推進に関する条例 (通称:石狩市市民の声を活かす条例)	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (通称:千代田区市民参加の推進に関する条例)
		<p>別表(第5条関係 1条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃(ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。 (1)分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率(国民健康保険税にあつては、課税要素の額の算定方法及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定 (2)権利の制限又は義務の付加について定める規定 (3)前12号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行ふに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定 (4)公の施設の利用方法について定める規定 (5)市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定</p>	<p>附 則 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 市の計画(人事・財政及びまつばら市の機関内部の事務処理に関する計画を除く。)の策定、改定(別に規則等で定める軽微なものを除く。)の策定は、改定(別に規則等で定める軽微なもの)の策定の設計の概要の決定。(ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。 4 良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃(次のいずれかに該する法人に対する出資について定める予算の立案 (1)市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の2分の1以上となることとなる法人、 (2)市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとする法人 6 市の区域に適用される規制(市の条例、規則等に基づくものを除く。)の設定又は改廃(に際し、市の機関が権原により行う意見の表明。ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。 7 その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行ふ必要があると認められる行政活動 備考 1の項第1号中の「課税要素」とは、基礎課税額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額及び世帯別所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をいう。</p>

資料3：自治基本条例の構造と旧13市町村における取組みの対応関係（その1）

自治基本条例の内容		各市町村における取組み		
地域運営の原則	①理念・目的 ②まちづくりへの参加の推進	旧上越市	旧安塚町	旧浦川原村
③まちづくりにおける協働の原則・過程	・人権を尊重する差別をなくし明るい上越市を築く条例※ ・上越市男女共同参画基本条例※ ・上越市環境基本条例※ ・上越市人によるまちづくり条例※	・上越市男女共同参画基本条例※ ・上越市環境基本条例※ ・上越市人によるまちづくり条例※		
④政策の基本原則・方針	・上越市景観条例(再掲)※ ・上越市市民憲章 ・非核平和友好都市宣言 ・地球環境都市宣言	・美しい安塚町の風景を守り育てる条例 ・上越市市民憲章 ・上越市男女共同参画基本条例(再掲)※ ・男女共同参画都市宣言 ・男女共同参画都市の風景を守り育てる条例(再掲)※ ・上越市男女共同参画基本条例(再掲)※ ・上越市環境基本条例(再掲)※ ・上越市環境の保全等に関する条例 ・謙信公アカデミー条例※	・美しい大島村の風景を守り育てる条例 ・美しい大島村の風景を守り育てる条例(再掲) ・大島村交通安全に関する条例 ・大島村防犯推進に関する条例	
権利・役割・ 権利・役割・ ⑤行政(首長)・議会の役割と責務※	・上越市景観条例(再掲)※ ・人権を尊重する差別をなくし明るい上越市を築く条例(再掲) ・上越市男女共同参画基本条例(再掲) ・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・謙信公アカデミー条例(再掲) ・上越市人によるまちづくり条例(再掲)	・美しい安塚町の風景を守り育てる条例(再掲) ・上越市男女共同参画基本条例(再掲) ・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・上越市人によるまちづくり条例(再掲)	・美しい大島村の風景を守り育てる条例(再掲) ・大島村交通安全に関する条例(再掲) ・大島村防犯推進に関する条例(再掲)	
⑥市民の権利と責務※	・上越市男女共同参画基本条例(再掲) ・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・上越市人によるまちづくり条例(再掲)	・美しい安塚町の風景を守り育てる条例(再掲) ・上越市男女共同参画基本条例(再掲) ・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・上越市人によるまちづくり条例(再掲)	・美しい大島村の風景を守り育てる条例(再掲) ・大島村交通安全に関する条例(再掲) ・大島村防犯推進に関する条例(再掲)	
⑦事業者の権利と責務※	・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・上越市人によるまちづくり条例(再掲)	・上越市環境基本条例(再掲) ・上越市生活環境の保全等に関する条例(再掲) ・上越市人によるまちづくり条例(再掲)	・大島村交通安全に関する条例(再掲) ・大島村防犯推進に関する条例(再掲)	
⑧ニユーニティとまちのかかわり				
⑨市民活動団体への支援とその責務				
⑩情報公開・共有等				
手続保障	⑪バリアフリーコメント等 ⑫住民投票・市民投票 ⑬財政(情報の公開・共有) ⑭行政評議會 ⑮総合計画策定等における市民参加や委員会導入 ⑯自治体外部との連携	・政治倫理の確立のための上越市長の資産等の公開に関する条例※ ・安塚町長の政治倫理の確立のための上越市長の資産等の公開等に関する条例 ・上越市情報公開条例 ・上越市個人情報保護条例 ・上越市行政手続条例 ・オンブズハーンン条例	・安塚町長の資産等の公開等に関する条例 ・安塚町情報公開条例 ・安塚町個人情報保護条例 ・上越市行政手続条例 ・浦川原村行政手続条例	・大島村長の資産等の公開に関する条例 ・大島村情報公開条例 ・大島村個人情報保護条例 ・大島村行政手続条例
その他	⑰改手続・本条例の位置付け	・上越市財政状況の公表に関する条例 ・上越市財政事情の作成及び公表に関する条例 ・浦川原村財政事情の作成及び公表に関する条例 ・浦川原村行政手続条例		

注1) ここでは各市町村の取組みとして「憲章・宣言・条例」を取り上げた。
注2) ⑤～⑦(権利・責務に開する規定)は総合的に定めたものはないが、ここでは限定的にそれを規定する条例を提示してある。

資料3：自治基本条例の構造と旧13市町村における取組みの対応関係（その2）

自治基本条例の内容		各市町村における取組み			
地域運営の原則	①理念・目的 ②まちづくりへの参加の推進 ③まちづくりにおける協働の原則・過程 ④政策の基本原則・方針	旧牧村 ・牧村交通安全に関する条例 ・牧村防犯推進に関する条例	旧柿崎町 ・柿崎町民憲章 ・柿崎町民憲章	旧大潟町 ・大潟町活動力ある町づくり推進条例 ・大潟町環境基本条例	旧頸城村 ・吉川町まちづくり基本条例(再掲) ・吉川町環境基本条例(再掲) ・吉川町まちづくり基本条例(再掲) ・吉川町生活環境の保全に関する条例 ・吉川町環境基本条例(再掲)
権利・役割・責務	⑤行政(首長)・議会の役割と責務 ⑥市民の権利と責務	・牧村交通安全に関する条例(再掲) ・牧村防犯推進に関する条例(再掲)	・頸城村民憲章 ・頸城村民憲章	・大潟町環境基本条例(再掲) ・大潟町環境基本条例(再掲) ・大潟町環境基本条例(再掲) ・大潟町環境基本条例(再掲)	・吉川町まちづくり基本条例(再掲) ・吉川町生活環境の保全に関する条例(再掲) ・吉川町まちづくり基本条例(再掲) ・吉川町環境基本条例(再掲)
⑦事業者の権利と責務	⑧ニコミニティとまちのかかわり	・牧村交通安全に関する条例(再掲) ・牧村防犯推進に関する条例(再掲)	・頸城村交通安全の保持に関する条例 ・頸城村交通安全の保持に関する条例(再掲)	・大潟町環境基本条例(再掲) ・大潟町環境基本条例(再掲) ・大潟町環境の保全及び緑化の推進にに関する条例(再掲)	・吉川町生活環境の保全に関する条例(再掲) ・吉川町環境基本条例(再掲) ・吉川町生活環境の保全に関する条例(再掲)
⑨市民活動団体への支援とその責務 ⑩情報公開・共有等	・柿崎町長の資産等の公開条例 ・柿崎町情報公開条例 ・柿崎町個人情報保護条例	・政治倫理の確立のための柿崎町長の資産等の公開に関する条例 ・柿崎町情報公開条例 ・柿崎町個人情報保護条例	・大潟町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例 ・大潟町情報公開条例 ・頸城村個人情報保護条例	・頸城村公開条例 ・頸城村個人情報保護条例 ・頸城村行政手続条例	・吉川町まちづくり基本条例(再掲) ・吉川町長の資産等の公開に関する条例 ・吉川町情報公開条例 ・吉川町個人情報保護条例 ・吉川町行政手続条例
手続保障	⑪住民投票・市民投票 ⑫財政(情報の公開・共有)	・柿崎町行政手続条例 ・柿崎町財政事情の作成及び公表にに関する条例	・柿崎町行政手続条例 ・柿崎町行政手続条例	・大潟町行政手続条例 ・大潟町行政手続条例 ・大潟町財政事情の作成及び公表にに関する条例	・吉川町行政手続条例 ・吉川町財政状況の公表にに関する条例 ・吉川町財政状況の公表にに関する条例
その他	⑬行政評議会 ⑭総合計画策定等における市民参加や委員会事務 ⑮自治体外部との連携 ⑯改正手続・本条例の位置付け				・吉川町まちづくり基本条例(再掲) ・吉川町まちづくり基本条例(再掲) ・吉川町まちづくり基本条例(再掲)

注1) ここでは各市町村の取組みとして「憲章・宣言・条例」を取り上げた。

注2) ⑤～⑦(権利・責務にに関する規定)は総合的に定めたものはないが、ここでは限定的にそれを規定する条例を提示してある。

資料3：自治基本条例の構造と旧13市町村における取組みの対応関係（その3）

自治基本条例の内容		各市町村における取組み			
地域運営の原則	内容	旧中郷村	旧板倉町	旧清里村	旧三和村
①理念・目的 ②まちづくりへの参加の推進	・中郷村環境基本条例 ・板倉町環境基本条例				
③まちづくりにおける協働の原則・過程 ④政策の基本原則・方針	・村民憲章の制定 ・中郷村環境基本条例(再掲) ・中郷村交通安全条例	・板倉町民憲章 ・板倉町環境基本条例(再掲) ・板倉町の自然環境を守る条例 ・板倉町交通安全条例(再掲)	・清里村民憲章 ・板倉町環境基本条例(再掲) ・板倉町の自然環境を守る条例(再掲) ・板倉町交通安全条例(再掲)	・女と男、性別にしばられない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例(再掲) ・三和村環境基本条例(再掲)	・女と男、性別にしばられない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例(再掲) ・名立町交通安全条例
権利・役割・責務 ⑤行政(首長)・議会の役割と責務	・中郷村環境基本条例(再掲) ・中郷村交通安全条例(再掲)	・板倉町の自然環境を守る条例(再掲) ・板倉町交通安全条例(再掲)	・女と男、性別にしばられない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例(再掲) ・三和村環境基本条例(再掲)	・生活環境保全基本条例(再掲) ・みどりの台地の豊境を守る条例	・名立町交通安全条例
⑥市民の権利と責務	・中郷村環境基本条例(再掲) ・中郷村交通安全条例(再掲)	・板倉町の自然環境を守る条例(再掲) ・板倉町交通安全条例(再掲)	・女と男、性別にしばられない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例(再掲) ・三和村環境基本条例(再掲)	・生活環境保全基本条例(再掲) ・みどりの台地の豊境を守る条例(再掲)	・名立町交通安全条例
⑦事業者の権利と責務	・中郷村環境基本条例(再掲)	・板倉町環境基本条例(再掲)	・女と男、性別にしばられない生き方を支援するための三和村男女共同参画推進条例(再掲) ・三和村環境基本条例(再掲)	・生活環境保全基本条例(再掲) ・みどりの台地の豊境を守る条例(再掲)	・名立町交通安全条例
⑧コミュニケーションのつかわり					
⑨市民活動団体への支援とその責務					
⑩情報公開・共有等					
手続保障 ⑪ハブリックコメント等 ⑫住民投票・市民投票 ⑬財政(情報の公開・共有)	・中郷村政治倫理の確立のための公開に関する条例 ・中郷村政治倫理の確立のための公開に関する条例 ・中郷村個人情報保護条例 ・中郷村行政手続条例 ・中郷村財政状況の公表に関する条例	・清里村長の資産等公開条例 ・清里村情報公開条例 ・清里村個人情報保護条例 ・板倉町行政手続条例 ・板倉町行政手続条例	・清里村「財政事情」の作成及び公表に関する条例	・政治倫理の確立のための三和村長の資産等の公開に関する条例 ・三和村情報公開条例 ・三和村個人情報保護条例 ・清里村行政手続条例 ・清里村行政手続条例	・政治倫理の確立のための名立町長の資産等の公開に関する条例 ・名立町情報公開条例 ・名立町個人情報保護条例 ・名立町行政手続条例
⑭行政評議 ⑮総合計画策定等における市民参加や委員会審議					
その他 ⑯自治体外郭との連携 ⑰改正本条例の位置付け					

（注1）「(1) 営利性の組織による規定」は、(2)「(2) 営利性の組織による規定」を意味する。この二つの規定は、(3)「(3) 営利性の組織による規定」を意味する。

J・PRU 上越市創造行政研究所

Joetsu city Policy Research Unit

【設立】 2000年（平成12年）4月

【目的】 上越市創造行政研究所は、本格的な地方分権時代を迎えるなかで自治体が真の自主・自立を果たすため、政策立案能力の向上を目的として設立された上越市の組織内シンクタンクです。行政の現場と連携しながら様々な課題についての調査研究を行い、地域発展へ貢献することを目指して活動しています。

【活動】 政策立案に求められる調査研究業務とその研究成果の発信および市民セミナーなどの開催

JPRU04 - 004

新しいまちづくりと自治基本条例
～上越市における自治基本条例の制定に向けた比較研究～

平成17年3月発行



この報告書についてのお問合せは下記へお寄せください。

上越市創造行政研究所

〒943-0806 新潟県上越市木田新田1-1-10

TEL (025) 524-6101 FAX (025) 524-6105

E-mail: souzou@city.joetsu.lg.jp

<http://www.city.joetsu.niigata.jp/gyosei/souzou/index.html>